

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

中央市長 望月 智

市町村名 (市町村コード)	中央市 (192147)
地域名 (地域内農業集落名)	豊富北西部地区 (浅利・熊之原、宮之下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月12日 (2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は圃場整備されており、ブドウをはじめとした果樹、葉物等の野菜の栽培が盛んである。熊之原地区は圃場ごとの面積が比較的大きめであり、果樹・野菜の栽培ともに市内でも営農に適した地域となっている。宮之下地区、熊之原地区ともに農業の担い手によってある程度大規模に耕作されている圃場があり、営農効率化のため担い手へのさらなる農地の集積・集約が望まれる。
大規模に営農している担い手の経営規模を維持・拡大しつつ、現状で自身による耕作としている地権者についても、年齢的・体力的な条件を踏まえ、将来的な担い手への農地集積・集約および世代交代に柔軟に対応していく必要がある。担い手の経営規模拡大意向については中央市農業振興公社と連携し、農地の出し手との調整を行う。

(2) 地域における農業の将来の在り方

複数の担い手により営農されている農地を維持しつつ、農作業の高効率化のためさらなる集積・集約を図り、担い手の負担軽減を目指す。担い手にとって使い勝手の良い環境が整えられるよう、中央市農業振興公社と連携し、現役農家の高齢化に対応しながら遊休農地の発生防止に取り組む。
エリア北側の宮之下地区には規模縮小・離農の意向を示している地権者が多いため、既存の担い手の規模拡大への対応および新たな担い手に農地を集積・集約できるような態勢を地域として構築していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
中央市農業振興公社と連携し、農地中間管理事業による農地集積・集約を図る。 担い手・農地の出し手の双方に有益となるような農地の流動化を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
原則として農地中間管理機構を通じた契約締結とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現状で複数の法人が担い手として耕作を行っている。現状を維持しつつ、現役農家の高齢化に備えて地域近郊では関係機関と連携しながら農地の集積・集約を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
効率的に農作業を進めるため、支援サービスの活用を検討する。遊休農地の発生を防止するため、支援サービスの存在を周知していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①市の補助事業(電気柵等の設置費用補助)を活用し、鳥獣害の低減を図る。
- ②物価高によりあらゆる農業コストが増大しているため、減農薬等によるコストの低減を図る。
- ⑤果樹栽培用に整備された圃場が、今後も適切に維持されるよう努める。